

第14回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和元年7月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 竹内部長・南部副部長・久米寛治委員・岡部委員・幸田委員・中村委員・久米博委員・森委員・亀井委員・阪井委員・吉岡委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・井出委員・植田委員
- 欠席委員 なし
- 市瀬局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案の訂正を申し上げます。
議案書の22ページをお開きください。第8号議案No.29、借受人の住所が「〇〇〇〇〇〇〇〇」となっておりますが、正しくは、「〇〇〇〇〇〇〇〇」です。
- 竹内部長 (部長挨拶)
それでは第14回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は那賀川地区の井出委員、羽ノ浦地区の植田委員にお願いします。
それでは本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(3条)
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第5号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(5条)
第6号議案 農地法第5条の規定による事業計画変更について
第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第8号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案についてはそれぞれ各地区で事前に審議されていると思いますので報告をお願いします。椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は7月22日に福井公民館において、福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いま

した。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、福井地区お願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は7月22日に福井公民館において、椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区は7月22日に福井公民館において、椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は7月23日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告さ

せていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

竹内部長 次に、桑野地区願います。

久米博委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は7月19日に桑野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の14ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上です。桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

竹内部長 次に、見能林地区願います。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は7月19日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の14ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

竹内部長 続きまして富岡地区からご報告します。富岡地区は7月19日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、地区部会では許可相当としました。

議案書の 8 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、地区部会では許可相当としました。

議案書の 9 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、宝田地区お願ひします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は 7 月 19 日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 15 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、長生地区お願ひします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は 7 月 18 日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 3 ページをお開きください。第 3 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 15 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、中野島地区お願ひします。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は 7 月 18 日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。第 1 号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では許可相当としました。

議案書の16ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、大野地区お願ひします。

服部委員 それでは大野地区から報告させていただきます。大野地区は7月19日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の18ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、加茂谷地区お願ひします。

佐竹委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は7月19日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の18ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長 次に、那賀川地区お願ひします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は、7月22日に那賀

川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書 1 ページをお開きください。第 1 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 4 ページをお開きください。第 3 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書 8 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 21 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は 7 月 22 日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 5 ページをお開きください。第 4 号議案 No. 3、No. 4 については取下となります。

議案書 8 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 各地区から報告いただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら挙手の上発言願います。

厚田委員 議案書 4 ページの第 3 号議案 No. 4 について、わかりにくいところがあるので説明をお願いします。

事務局 案件の土地は共有名義で、裁判の調停によって、譲渡人の〇〇〇〇〇の持分 30 分の 3 を譲受人の〇〇〇〇〇が買い受けることになったものです。勿論、譲受人が農地法第 3 条の許可要件を満たしているかを審査した上での許可になります。

竹内部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より

報告してもらいます。

市瀬局長 報告します。14回農地部定例会議案、第1号議案から第8号議案のうち第4号議案No.3、No.4については取下とし、その他の議案については、全て承認です。

竹内部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

竹内部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

竹内部長 ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 以前も行っておりましたが、現況地目の確認申請について、各地区の農業委員・推進委員にお願いすることがあるので、ご協力をお願いします。どういう事かと言いますと、地目が農地になっていても現地に行くと建物があったり、許可や届出があったにもかかわらず地目変更登記まで行っていなかったりして、現地と現況が違う場合において本人からの申請、もしくは法務局からの照会に基づいて地目を変更する場合があります。その時に地区の農業委員・推進委員も事務局と一緒に現地を確認していただいて、判断していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

竹内部長 ないようなので、以上をもちまして、第14回農地部定例会を閉会いたします。次回は、8月26日で予定いたしております。本日は大変ご苦勞さまでした。

閉 会